

障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う物品及び公共工事関係を除く役務（以下「物品等」という。）の調達において、県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図ることを目的とし、障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等から物品等の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者及び同条第4号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者であって登録を受けたものをいう。
 - イ 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
 - ロ 県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。
 - ハ 県内の本店、支店、営業所等で直近の6月1日において雇用する障害者数（促進法第43条第1項及び第3項から第5項までの規定により算定したもの。）が常時雇用する労働者数（促進法第43条第1項及び第8項の規定により算定したもの。）に100分の3.6を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上であること。
- (3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する施設等をいう。

(障害者雇用促進企業の登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）に別で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(障害者雇用促進企業の登録等)

- 第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その旨を記載した書面を当該申請者に交付するものとする。
 - 3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。
 - 4 第2項の登録は、毎年10月1日付けで行うものとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、第2項の登録を受けていない者が前条の規定による申請をしたときには、四半期ごと（毎年1月1日、4月1日、7月1日）に登録を行うものとする。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、1年間とする。ただし、前条第5項の規定に係るものに

については、この限りでない。

(登録の取消し)

第6条 知事は、障害者雇用促進企業の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2号イ又はロの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(一般競争入札及びオープンカウンター方式における取扱い)

第7条 知事は、一般競争入札及びオープンカウンター方式により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業であることを参加資格条件に附することができる。

(指名競争入札における優先指名)

第8条 知事は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業を他の者に優先して指名するものとする。

(随意契約における優先取扱い)

第9条 知事は、随意契約により物品等を調達しようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、障害者雇用促進企業を優先的に取扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を他の者に優先して選定するものとする。
- (2) 1人から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を他の者に優先して選定する機会を多くするものとする。

(障害者就労施設等が供給できる物品等の調達)

第10条 知事は、随意契約により障害者就労施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定により物品等の調達を行うため、障害者就労施設等が供給できる物品等に関する情報を収集するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、この施行の際現に障害者雇用促進企業の登録を受けている者は、有効期限を令和5年9月30日とする。